

財 関 第 964 号
平成 23 年 8 月 31 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 柴生田 敦夫

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて」等の一部改正について

農林水産省組織令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 253 号）の一部を改正する政令の施行等に伴い、農林水産省総合食料局長からの通知に基づき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 256 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 23 年 9 月 1 日から実施（下記、第 1 の別紙 1 の 1 の規定については、平成 24 年 1 月 1 日から実施）することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについての一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。